

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

北海道札幌市における爆発事故の発生を受けた注意喚起について（お願い）

標記の件につきまして、経済産業省より別紙のとおり協力依頼がありました。

令和８年２月９日に北海道札幌市の一般住宅において、爆発を伴う重大事故が発生いたしました。

本件は、標記事故の発生を踏まえ、事故防止の観点から、供給設備の維持管理の徹底及び保安実施体制等の再確認について、同省より当協会に対し、会員への周知を要請されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、別紙の内容を踏まえた対応をご周知いただきますようお願いいたします。

記

【要請事項】

- ・ ＬＰガス販売事業者等による日頃の調査、点検等業務についてあらためて抜けないよう確実に実施すること。
- ・ 保安業務の実施体制等の再確認として、現場で確認された腐食兆候等の報告が業務主任者等へ適切に行われ、維持管理が適正に実施できる体制が確立されているか再確認すること。

【全Ｌ協からのお願い】

ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策として、ガス警報器の設置の促進及び期限管理の徹底をお願いいたします。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂

経 済 産 業 省

20260303保局第2号

令和8年3月3日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

北海道札幌市における爆発事故の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和8年2月9日に北海道札幌市の一般住宅において、爆発を伴う重大事故が発生しました。

事故の原因究明が今後なされていくところではありますが、LPガス販売事業者等におかれましても、安全確保を大前提に事業を実施していただく必要があります。

事故の詳細は不明な点がありますが、事業者から以下のとおり公表されています。

- ① 令和4年9月に行った法令に基づく敷地内（屋外）の点検において、点検員が敷地内のガス管（ポリエチレン被覆鋼管）立ち上がり部に腐食の兆候を確認したため「テープ巻き」を提案したものの、ガス事業者の担当者は「緊急性は高くない」と判断し当該処置を実施しなかったこと
- ② 事故発生後の現地調査において、気密試験において漏えいが確認され、爆発した住宅の敷地内ガス管の被覆を剥がしたところ、地表から立ち上がり約20cm付近に（目視で）直径2mm程度の穴が確認されたこと

ただし、現時点において、上記2項目と爆発との因果関係は不明です。

つきましては、下記の事項について貴協会会員へ周知いただき、供給設備の維持管理の徹底及び保安実施体制等の再確認を要請します。

記

1. LPガス販売事業者等による日頃の調査、点検等業務について

日頃の調査、点検等業務についてあらためて抜けのないよう実施していただきますようお願いいたします。

2. 保安業務の実施体制等の再確認

現場で確認された腐食の兆候等の情報などを含む調査や点検の実施状況やその結果が、販売事業者の業務主任者等に適切に報告され、確認し、維持管理が適切に実施できる体制が確立されているか、組織内や保安機関からの情報伝達・判断プロセスを含めて再確認していただくようお願いします。

以 上